

第2回

女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関する ワーキング・グループ

厚生労働省説明資料

ILO 第 189 号条約及び第 111 号条約の概要 及び批准に当たっての課題について

1. 家事労働者の適切な仕事に関する条約（第 189 号条約）

- 本条約は、2011 年の ILO 第 100 回総会で採択された。2018 年 12 月現在の批准国数は 25 カ国である。
- 本条約は、労働・社会保障法の適用対象外になることが多い家事労働者を労働者と認定し、家事労働者の人権の保護、雇用条件、安全かつ健康的な作業環境の確保に係る政府の関与等について規定したものである。
- 我が国においては、家事労働者について、一部労働基準法等の適用を受けない者（家事使用人）が存在することから、本条約と国内法制との整合性等について引き続き慎重な検討が必要である。

2. 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（第 111 号条約）

- 本条約は、1958 年の ILO 第 42 回総会で採択された。2018 年 12 月現在の批准国数は 175 カ国である。
- 本条約では、雇用及び職業における全ての段階において、7 つの事由（人種・皮膚の色・性・宗教・政治的見解・国民的出身又は社会的出身）による差別を禁止している。
- 我が国においては、条約が求める廃止の対象となり得る法令慣行（条約が定める 7 つの事由に基づく区別を定めている法令等）が存在することから、本条約と国内法制との整合性等について引き続き慎重な検討が必要である。